

令和3年第2回上里町議会臨時会会議録第1号

令和3年5月7日（金曜日）

議事日程 第1号及び本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 提出議案の報告について
日程第 4 諸報告について
日程第 5（町長提出承認第3号）専決処分の承認を求めることについて
日程第 6（町長提出議案第26号）工事請負契約の締結について
日程第 7（町長提出議案第27号）工事請負契約の締結について
-

出席議員（13人）

1番 黛 浩之君	3番 高橋勝利君
4番 飯塚賢治君	5番 仲井静子君
6番 猪岡 壽君	7番 齊藤 崇君
8番 植原育雄君	9番 植井敏夫君
10番 高橋正行君	11番 納谷克俊君
12番 沓澤幸子君	13番 高橋 仁君
14番 新井 實君	

欠席議員（1人）

2番 高橋茂雄君

説明のため出席した者

町 長 山下博一君	副町長 江原洋一君
教育長 埴岡正人君	総務課長 山田 隆君
総合政策課長 豊田貴志君	税務課長 須長正実君
子育て共生課長 飯塚郁代君	学校教育課長 望月 誠君

事務局職員出席者

事務局 長 宮下忠仁 係 長 飯塚 剛

◎開会・開議

午前10時37分開会・開議

○議長（猪岡 壽君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回上里町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（猪岡 壽君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、3番高橋勝利議員、4番飯塚賢治議員、5番仲井静子議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（猪岡 壽君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 提出議案の報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長から送付がありました議案は、あらかじめ配付したとおりであります。

朗読については、省略いたします。

◎日程第4 諸報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第4、諸報告について。

本臨時会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

◎日程第5 町長提出承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（猪岡 壽君） 日程第5、町長提出承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） お願い申し上げました承認第3号 専決処分の承認を求めることについての御説明を申し上げます。

初めに、本件をお諮りする理由でございますが、去る令和3年3月31日、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、上里町税条例等の一部を改正する条例について、令和3年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、御報告させていただき、承認を求めるものでございます。

初めに、改正概要でございますが、まず、個人住民税に関して、源泉徴収関係書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合の要件である税務署長の承認を不要とする改正や、コロナ特例による所得税の住宅ローン控除の見直しに係る個人町民税の対応など、続いて、固定資産税に関しては、評価替えの基準年度に当たる令和3年度に限り税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置など、また、軽自動車税に関しては、環境性能割の臨時的軽減の延長のほか、種別割のグリーン化特例の見直しを行うものでございます。

それでは、条文ごとの改正内容について御説明申し上げます。

まず、第1条による改正でございます。

第36条の3の2及び第36条の3の3でございますが、これらの条文は、個人の町民税に係る給与所得者及び公的年金受給者等の扶養親族申告書について規定したものです。これまで給与支払者等が税務署長の承認を受けていれば、給与所得者等が給与支払者等に電磁的方法での提出が可能でしたが、一定の要件を満たす場合には、税務署長の承認を不要とする改正でございます。

次に、第53条の8でございますが、これは第53条の9に第3項を追加したことによる規定の整備でございます。

次に、第53条の9でございますが、退職所得申告書について規定したもので、第3項、第4項を新たに追加し、これまでの退職所得申告書の紙面での提出に代えて、一定の要件を満たす場合には、電磁的方法によって提供することができるようにする改正でございます。

次に、第81条の4でございますが、環境性能割の税率について規定したもので、地方税法の改正に合わせて、読替規定を追加する改正でございます。

次に、制定附則第10条の2でございますが、地方税法附則第15条の第2項第1号等の条例で

定める割合、いわゆるわが町特例と呼ばれる条項について、地方税法の改正に合わせ、根拠条文の項ずれを改正するものでございます。

次に、制定附則第11条、第12条の2、第15条でございますが、評価替えに伴う対象年度の更新の改正でございます。

次に、制定附則第11条の2、第12条、第13条でございますが、宅地、商業地、農地等、全ての土地に係る固定資産税の特例措置に関する改正でございます。通常は、評価替えの基準年度においては、前年の町内の標準宅地の本鑑定価格に基づき評価額を決定しますが、それ以後に、全国的な傾向として、新型コロナウイルス感染症の影響により経済状況が停滞して、地価が下落に転じたため、直近の時点修正のための土地鑑定価格まで反映することとし、その上で、令和3年度に限り税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずることとされたことによる改正でございます。

次に、制定附則第15条の2でございますが、軽自動車税の環境性能割の非課税について規定したもので、自家用乗用の軽自動車の新車及び中古車を取得した場合には、環境性能割の税率を1%軽減する現行の特例措置の適用期限を9か月延長する改正でございます。

次に、制定附則第15条の2の2は、地方税法改正に合わせて、読替規定を追加する改正でございます。

次に、制定附則第16条でございますが、軽自動車税の種別割の税率の特例について規定したもので、いわゆるグリーン化特例と呼ばれる軽課の部分について、電気自動車及び天然ガス自動車を除き、令和3年度で終了となるところを、営業用の軽乗用車に限り、対象となる環境性能基準を見直した上で2年間延長いたします。また、軽貨物自動車については、対象を絞った上で2年間延長する改正でございます。

次に、制定附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について規定したのですが、地方税法改正による項ずれを反映した改正でございます。

次に、制定附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定したのですが、地方税法で期限が5年間延長されたことに伴う改正でございます。

次に、制定附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について規定したのですが、令和2年度税制改正のコロナ特例により、住宅ローン控除の適用期間を1年間延長しましたが、今回の改正では、新型コロナウイルス感染症による先行きの不透明感から、経済対策として、改めて再延長と拡充を行う改正でございます。

内容といたしましては、面積要件を40平方メートル以上に緩和するとともに、令和2年9月末までに契約して家を建て、令和3年末までに入居した場合という要件をさらに1年間延長し、

令和3年9月末までに契約して家を建て、令和4年末までに入居した場合と改正されております。

続いて、第2条による改正でございます。

これは、令和2年上里町条例第24号の改正条例を一部改正するもので、このたびの令和3年度税制改正による地方税法の改正により生じた項ずれを反映した内容に改めるものでございます。

最後に、附則の内容でございますが、第1条は、条例の施行期日について規定し、令和3年4月1日から施行としております。

第2条は、町民税に関する経過措置について規定したもので、扶養控除申告書に記載すべき事項の条例改正後の電磁的方法による提供は、施行日以後に提出すべき申告書から適用し、施行日以前に行った提供については、なお従前の例によるとしております。

第3条は、固定資産税に関する経過措置について規定したもので、令和3年度以後の年度の固定資産税について適用しますが、今回条文が削除となった改正前の地方税法附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設及び同法附則第15条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等で、令和3年3月31日までに取得したのに対して課する固定資産税については、なお従前の例によるとしております。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置を規定したもので、環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された軽自動車に対して適用し、施行日以前に取得された軽自動車の環境性能割については、なお従前の例によるものとし、また、種別割に関する部分は、令和3年度以降の年度分の種別割について適用し、令和2年度分までの種別割については、なお従前の例によるとしております。

以上で、専決処分をいたしました上里町税条例等の一部を改正する条例の報告及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎日程第6 町長提出議案第26号 工事請負契約の締結について

○議長（猪岡 壽君） 日程第6、町長提出議案第26号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第26号 工事請負契約の締結について、提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、上里町立長幡小学校校舎棟・特別教室棟改修工事に伴い工事請負契約を締結したいので、本案を提出するものでございます。

次に、工事の概要について御説明申し上げます。

まず、対象建物の規模といたしましては、校舎棟は、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積2,700平方メートル、特別教室棟は、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積379平方メートルでございます。

主な工事内容は、建物の外部につきましては、屋外防水の改修、外壁のクラック・浮きの補修、塗装を行い、校舎棟のタイル貼りの外壁については、サイディングによるカバー工法を実施いたします。

建物の内部につきましては、床・天井の改修、電気設備改修、給排水設備を含む機械設備改修となっております。

また、特別教室棟1階の生活科室を、放課後児童クラブとして利用できるように改修を行います。

契約金額は1億9,030万円、消費税額を含む額でございます。

契約の相手方は、埼玉県本庄市西富田303番地1、竹並建設株式会社代表取締役、竹並達也でございます。

入札に当たりましては、入札参加要件を付した一抜け方式による事後審査型の一般競争入札

を埼玉県電子入札システムにより実施いたしました。

主な入札参加資格といたしましては、上里町建設工事競争入札参加資格者名簿において、埼玉県内に本店の登録があり、建築工事業A級に格付され、資格審査数値が1,000点以上のものといたしました。

その他留意点等を加えまして、3月29日に公告を行い、町のホームページ及び建設業界紙2紙に掲載し、周知を図ったものでございます。

入札期間は、4月19日から20日までの2日間とし、開札につきましては、4月21日午後2時から電子入札システムによる開札を実施し、7社が応札した中で、最低制限価格以上の価格で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で応札した竹並建設株式会社が落札候補者となったものでございます。

4月23日に、同社の入札参加資格確認申請書等により、入札参加資格の事後審査を行い、資格審査会において落札者と確認されましたので、4月27日付で、同社と仮契約書の締結を行ったものでございます。

以上で、議案第26号 工事請負契約の締結についての提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 1点教えてください。

契約の相手方、竹並建設なんですけれども、資本金はいかほどでしょうか。教えてください。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

竹並建設の資本金額は7,500万円でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 7社が応札されたということなんです、その社名と金額を教えてくださいたいのと、もう一点なんです、今回比較的、改修工事では大きめの工事となったわ

けですけれども、それに当たっては、分離の発注は考えられたのかどうか。今回、機械設備、電気設備、給排水ということなんで、このぐらいの金額になると、ちょっと境目ぐらいなのかと思うんですね、発注を考える際の。

改修工事ということで、児童が通いながらの改修なんで、建築一本でいったほうが調整がうまくいくという判断をされたのかなとは思いますが、その辺のいきさつについて御説明いただきたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 納谷議員の御質問に、まず応札された業者と、あと金額について説明させていただきます。

全て税抜きで申し上げます。第1順位、竹並建設1億7,300万円、第2順位、三ツ和総合建設業協同組合熊谷営業所1億7,950万円、第3順位、八木建設株式会社1億8,100万円、第4順位、寄居建設1億8,793万2,000円、第5順位、株式会社ユーディケー1億8,818万円、第6順位、横尾建設株式会社1億8,820万円、第7順位、守屋八潮建設株式会社1億9,300万円。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 望月 誠君発言〕

○学校教育課長（望月 誠君） 納谷議員の御質問に説明をさせていただきます。

なぜ分離発注しなかったかという御質問かと思いますが、工期等を考慮いたしまして、一括発注ということでさせていただきました。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑等ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、町長提出議案第26号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 町長提出議案第27号 工事請負契約の締結について

○議長（猪岡 壽君） 日程第7、町長提出議案第27号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第27号 工事請負契約の締結について、提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、上里町総合文化センター安全改修工事に伴い工事請負契約を締結したいので、本案を提出するものでございます。

次に、工事の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、対象建物の規模といたしましては、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建て、延べ床面積1,667.99平方メートルでございます。

主な改修工事の内容は、多目的ホール内に天井脱落防止用防護ネットを設置するほか、ホール内の照明器具のLED化及び脱落防止処置、空調設備の改修、壁紙の貼り替えを行います。また、各会議室の空調設備改修を行うほか、施設内非常用照明及び避難誘導灯についても改修を行います。

契約金額は、1億4,421万円、消費税額を含む額でございます。

契約の相手方は、埼玉県本庄市小島6丁目11番67号、横尾建設株式会社代表取締役、横尾巧でございます。

入札に当たりましては、先ほどの長幡小学校改修工事と同様の入札参加要件を設け、事後審査型の一般競争入札を実施いたしました。

開札の結果につきましては、5社の応札があり、最低制限価格以上の価格で、予定価格の制限内の範囲内で最低の価格で応札した横尾建設株式会社が落札候補者となったものでございます。

さきに御議決いただいた長幡小学校に係る工事請負契約と同様、4月23日に入札参加資格の事後審査を行って同社を落札者と決定し、4月27日付で仮契約書の締結を行ったものでございます。

以上で、議案第27号 工事請負契約の締結についての提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、町長提出議案第27号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉 会

○議長（猪岡 壽君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって令和3年第2回上里町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時4分閉会